

改 正 概 要

(1) 建設工事技術者等設置取扱マニュアル

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、マニュアルを改正する。

・「営業所の専任技術者」→「営業所技術者等」

・建設業許可等に係る金額要件の見直し

令和4年度以降の建設工事費の高騰に伴う見直し

対象	現行	改正後
特定建設業の許可を要する下 請代金額の下限	4,500 万円 *7,000 万円	5,000 万円 *8,000 万円
施工体制台帳等の作成を要す る下請代金額の下限	4,500 万円 *7,000 万円	5,000 万円 *8,000 万円
監理技術者等を要する建設工 事の請負代金額の下限	4,000 万円 *8,000 万円	4,500 万円 *9,000 万円

*は建築一式工事の場合

(2) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等

主要な資材の供給の著しい減少、価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約締結までに発注者に対して必要な情報を通知しなければならないとされた。

受注者が事前に予測可能であるもので、工事に大きな影響を及ぼすものについて、発注者に契約前に通知することで、適切な契約変更を円滑に行えるようになる。

根拠情報（メディア記事、資材業者の記者発表、客観性を有する統計資料等）等を必要とし、「口頭」のみによる情報など、発注者が真偽を確認することが困難な情報は除かれる。

(対象)

- ・主要な資材の供給の不足もしくは遅延又は資材の価格高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの
- ・労務の供給不足又は価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの

工期等に影響を及ぼす事象に関する情報通知義務については、条件付一般競争入札の公告文（例）に記載し、通知書様式（例）については、ホームページの入札に関する様式の中に追加します。